

社会福祉法人 東京都社会福祉事業団
令和 7 年度定時評議員会議事録

- 1 招集年月日
令和 7 年 6 月 9 日（月曜日）
- 2 開催日時
令和 7 年 6 月 24 日（火曜日）午後 3 時 00 分から午後 4 時 28 分まで
- 3 開催場所
社会福祉法人東京都社会福祉事業団事務局第一会議室
※Web 会議システムによる出席者は、自宅・職場等の各会場から出席
- 4 出席者（※Web 会議システムによる外部会場からの出席者）
 - (1) 評議員総数 10 名
出席評議員 8 名

評議員 横堀 昌子 (※)	評議員 矢嶋 里絵 (※)
評議員 湯浅 克己 (※)	評議員 小池 朗
評議員 宮田 浩明	評議員 齋藤 豊
評議員 福島 民雄	評議員 梶野 京子 (※)
 - (2) 出席理事及び監事

理事長 雲田 孝司	業務執行理事 藤井 麻里子
監事 齋藤 一紀 (※)	監事 石村 光代
- 5 議長
評議員 小池 朗
- 6 議事録作成者
評議員 小池 朗
- 7 議題
 - (1) 決議事項
第 1 号議案 次期理事及び監事の選任について
 - (2) 報告事項
ア 令和 6 年度事業報告書について
イ 令和 6 年度決算について
ウ 「事業団人材育成方針」の改定について

※ 以下の「8 議事の経過の要領及びその結果」における発言者は「出席者」と表記している。（理事長、業務執行理事及び監事の職責としての発言をした場合の監事を除く。）

8 議事の経過の要領及びその結果

(1) 決議事項

第1号議案 理事及び監事の選任について

議長の求めに応じ、藤井執行理事から、議案書に従い説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ特になかったため、第1号議案について議長が諮ったところ、各候補者の選任について以下のとおり出席評議員全員一致で決議された。

理事	雲	田	孝	司	理事	藤	岡	孝	志
理事	和	氣	康	太	理事	廣	川	理	恵子
理事	西	田	伸	一	理事	佐々木	晶	堂	
理事	有	賀		弘	理事	藤	井	麻	里子
理事	渡	辺	和	美					
監事	石	村	光	代	監事	仁田坂	和	夫	

(2) 報告事項

報告事項について、雲田理事長、藤井業務執行理事及び事務局から、「令和6年度事業報告書」、「令和6年度決算」及び「事業団人材育成方針の改定」について、説明があった。

その後、議長が質問・意見を募ったところ、次の質問・意見があった。

- 出席者から、事業報告書に利用者・児童の人生の選択肢を広げる支援について、高齢化・重度化に対応した医療的ケアや専門的支援を実施する、とあるが、医療的ケアとは実際にどのようなものかとの質問があり、藤井業務執行理事から、一例ではあるが、痰の吸引に関する研修を受講し、福祉職であっても痰の吸引などの医療的ケアが行えるような支援を行っており、また、各施設においては、看護師等の医療系の職員を配置し、必要に応じて支援を行えるようにしているとの回答があった。
- 出席者から、地域移行について、八王子福祉園では令和6年度に2名が実現、1名が準備中とのことだが、非常に少なく難しい問題だと思っている。東京都の地域移行に関する計画の数値があるのであれば教えてほしいとの質問があり、藤井業務執行理事から、八王子福祉園の地域移行については、最重度の施設での実績としては大きいものと認識している。東京都の地域移行の計画数値については、都が策定している計画に記載されているとの回答があった。

また、出席者から、東京都の計画数値について、国が示している基本指針等も踏まえ、東京都障害者・障害児施策推進計画における福祉施設の入所者

の地域移行に関する令和 8 年度末の成果目標は、令和 4 年度末から 600 人で設定をしている。その目標を踏まえ、施設にコーディネーターを配置し、地域移行に向けた支援、或いは地域で重度の方を受け入れるグループホームの整備を支援するなど、様々な施策を通じて取組を進めているとの補足回答があった。

- 出席者から、事業報告の各施設の重点取組事項について、児童養護施設での虐待認定について、現場での振り返りと具体的な取組を各年度重ねていくことがとても重要である。ルールやペナルティによる支援や暴言・大声による支援など、適切ではない支援に職員間で気づく力や、話し合える関係づくりを重点的に手がけていただきたいとの意見があり、藤井業務執行理事から、在職が長い職員の発言権が強くなる状況については、それを解消するための取組を行い、風通しのよい職場づくりに努めているとの回答があった。

また、児童養護施設でラボットというロボットを導入し、子供を介したイベントでの活用や職員も気持ちを支えられるなど、ツールの導入でほっとできる場づくりができたことは興味深いとの意見があった。

さらに、出席者から、船形学園の取組で、OBによるツールを使った意見表明支援の研修や、権利擁護を踏まえたガイドラインづくりなど、他施設でも有効と思われるものを共有ができるとよいのではないかとの意見があり、藤井業務執行理事から、良い取組は取り入れてもらうため、各施設長等が集まる虐待等防止委員会の場で発表してもらっているとの回答があった。

さらに、出席者から、児童養護施設の児童間における事故について、事故後の加害児童・被害児童の生活状況に関する質問があり、藤井業務執行理事から、今も十分注意をしながら生活を継続しているとの回答があった。

- 出席者から、人材育成方針の改定について、人材育成の三つの柱は非常に大事であり、子供の最善の利益のためには、まず職員を大事にすることが大前提で、例えば、賃金のベースアップ、リフレッシュを含めた休暇制度、メンタルヘルス対策は必須である。さらに、風通しの良い職場、職員関係も重要視していくべきである。

また、改定版では、働く職員が挑戦しやすい環境づくりや職場において責任を持つためのキャリアアップなど、人材育成の目的を明確にしていると感じた。さらに経営者層との連携や、指導者の育成をしっかりと構築していくことが重要であるとの意見があった。

- 出席者から、成年後見制度について、民法改正の中間報告があったが、普及が実質 2 % 程度とほとんど進んでいない。人権と非常に関わりが深い成年後見制度について、事業団の目標設定はあるかとの質問があり、藤井業務

執行理事から、成年後見制度の活用については様々な課題もあり、事業団として目標を設定することはしないが、制度としては非常に重要であり、制度の見直しについて注視していくとの回答があった。

以上、議長は議事がすべて終了した旨を告げ、午後４時２８分に閉会した。